

委託事業優先交渉権者選定審査基準

1 趣旨

この基準は、有害鳥獣防除対策事業委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）が実施する有害鳥獣防除対策事業委託の優先交渉権者に係る選定審査の審査基準に関し必要な事項を定めるものとする。

2 総則

審査会は、優先交渉権者の選定について、提案者から提出のあった審査資料等の内容について、3の審査基準に基づき、書類審査の実施を行い総合的に点数評価し、委員全員の採点結果の合計が最も高い提案者を優先交渉権者とする。

3 審査基準及び配点

審査基準は、次のとおりとする。（合計100点）

(1) 全体評価（20点）

仕様書を的確にふまえ、明確かつ具体的に提案されているか。また、事業の目的に関する理解・知識が十分にあるか。

(2) 事業の内容（30点）

- ・実施方法が具体的で、目的を達成できる事業内容となっているか。（10点）
- ・情報機器を活用した効果的な見回りの実施や、捕獲器の管理の効率化に取り組む内容となっているか。（10点）
- ・捕獲した個体の処理方法について、有効活用も含めて検討されているか。（10点）

(3) 実施体制（30点）

仕様書に定められた業務を安定的かつ的確、迅速、誠実に実施することができるための十分な体制であるか。

※氏名、住所、生年月日、職業、対応可能時間帯の記載を求める。（様式第2号別表）

※狩猟免許証の写しを提出してください。

(4) 業務実績（15点）

同種の業務実績が豊富にあり、業務遂行能力があるか。

(5) 価格（5点）

提案内容に応じた受託希望金額であり、事業者の積算に経済性はあるか。

4 採点方式

3の審査基準に基づき、具体的な評価項目を別に設けるものとし、提案者ごとに審査資料の内容等を審査し、各評価項目を原則として次の5ランクで採点し、合計点を集計する。

5点 = 特に良い	4点 = 良い
3点 = 普通	2点 = 悪い
1点 = 特に悪い	

5 その他

優先交渉権者の選定は以下のとおりとする。

- (1) 評価委員の採点の合計が満点の6割以上のものの中から高い順に優先交渉権者および次順位者（補欠）を選定する。
- (2) 評価結果が同点の場合には、再議のうえ委員の多数決により決定するものとする。